

2021年6月3日

規制のサンドボックス制度に係る実証計画を認定しました

～ロボットを用いた無人カフェの営業の実証(AIロボット×無人化×飲食業)～

「規制のサンドボックス制度」の経済産業省第11号認定案件として、株式会社 New Innovations が行う、「ロボットを用いた無人カフェの営業の実証(AIロボット×無人化×飲食業)」に関する新技術等実証計画を認定しました。

1. 「新技術等実証制度」(規制のサンドボックス制度)の活用について

生産性向上特別措置法(平成30年6月6日施行)に基づき、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、「新技術等実証制度」(いわゆる「規制のサンドボックス制度」)が創設されました。本制度は、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進する制度です。

新技術等の実証を実施しようとする者は、新技術等実証計画(以下「実証計画」といいます。)を作成し、主務大臣(事業所管大臣及び規制所管大臣)に提出します。申請を受けた主務大臣は、革新的事業活動評価委員会の意見を聴いた上で、実証計画の認定の可否を判断します。(本件の場合、事業所管大臣は厚生労働大臣・経済産業大臣、規制所管大臣は厚生労働大臣です。)

2. 実証計画の概要と認定について

食品衛生責任者又は従事者が常駐していない場合であっても、「Robotics×無人店舗×コーヒー」をコンセプトにしたAIカフェロボット「root C(ルートシー)」の品質管理機能による常時の管理、遠隔からの監視及び定期的な人の手による清掃等のメンテナンスの体制が確保されていれば、食品衛生法に基づく必要な衛生管理が確保でき、飲食店営業・喫茶店営業の無人店舗として、食品衛生法の保護法益が損なわれないことを確認します。

「規制のサンドボックス制度」において、食品衛生法分野における飲食店営業の無人店舗に関する実証計画を主務大臣が認定するのは、これが初めてとなります。(詳細は別紙を御参照ください。)

参考:内閣官房成長戦略会議事務局 新技術等社会実装推進チーム(規制のサンドボックス制度 政府一元的総合窓口)公表資料(外部リンク)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/regulatorysandbox.html>

参考:厚生労働省公表資料(外部リンク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18733.html

※食品衛生法に関しては、厚生労働省にお問い合わせください。

(本実証内容に関するお問い合わせ先)

製造産業局産業機械課長 玉井

担当者:横山、岡田

電 話: 03-3501-1511(内線 3821)

03-3501-1691 (直通)

03-3580-6394(FAX)

(本制度のお問い合わせ先)

経済産業政策局 新規事業創造推進室長 古谷

担当者:中村、岩間、藏満

電 話: 03-3501-1511(内線 2536~9)

03-3501-1628(直通)

03-3501-6079(FAX)